



桑名市

「地域生活応援会議」の対象者を拡大します

桑名市では、「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいます。

その一環として、介護予防に資するサービスの提供及び在宅生活の限界点を高めるサービスの提供を実現するためには、個々の事例について、多職種協働によるケアマネジメントを実践することが重要です。

このため、平成 26 年 10 月以降、おおむね毎週水曜日、新規に要支援と認定された高齢者のうち、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用しようとするものを対象として、地域包括支援センターが自ら介護予防サービス計画を作成する対象者に限り、介護予防に資するケアマネジメントのための「地域生活応援会議」を試行的に開催してきました。

今般、平成 27 年 1 月より、「地域生活応援会議」の対象者を拡大します。

具体的には、次に掲げる対象者も含め、「地域生活応援会議」を試行的に開催する取扱いとします

- ① 地域包括支援センターが指定居宅介護支援事業者に委託して介護予防サービス計画を作成する対象者
- ② 介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用しようとする対象者

なお、平成 26 年介護保険制度改革では、平成 27 年 4 月より、「地域ケア会議」が法制化されるほか、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」が地域支援事業の一類型として創設されます。

その中で、介護予防ケアマネジメントについては、要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を対象として、市の委託を受けた地域包括支援センターが実施します。

このため、平成 27 年度より、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施する中で、新規に要支援と認定された高齢者のほか、新規に「基本チェックリスト」該当と判定された高齢者も含め、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は介護予防・生活支援サービスを利用しようとするものを対象として、介護予防に資するケアマネジメントのための「地域生活応援会議」を本格的に開催する取扱いとする予定です。



問合せ先：保健福祉部介護・高齢福祉課
中央地域包括支援センター
電話 0594-24-5104



ゆめはまちゃん